

承認第 4 号

専決処分事項の承認について

平成 24 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 1 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 24 年 6 月 11 日 提出

橋本市長 木下 善之

専決処分について

平成 24 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 1 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 24 年 5 月 21 日 専決

橋本市長 木下 善之

平成24年度 橋本市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成24年度橋本市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度橋本市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 水道事業費用	1,384,340	7,851	1,392,191
第2項 営業費用	1,289,097	7,851	1,296,948

平成24年5月21日 専 決

橋本市長 木下 善之